

さいたま市設計業務成績評定試行要領における 設計業務の定義と評定対象業務

設計業務

土木工事に係るもの

貸与資料及び適合基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うこと。

建築工事（建築設備工事を含む） に係るもの

建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備における基本設計、実施設計及び積算業務を行うこと。

そのうち、

試行要領による評定の対象業務

土木工事に係るもの

⊗ 《詳細設計》 ⊗

定義：
実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するもの。

⊗

建築工事に係るもの

⊗ 《実施設計》 ⊗

定義：
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号に掲げるもの及びさいたま市建築工事設計業務委託共通仕様書第2章2. に規定する追加業務。

⊗